

倉敷市物品購入等随意契約見積心得

(趣旨)

第1条 本市契約課における物品の購入及び物品の修理並びに印刷物（以下「物品購入等」という。）の随意契約に係る見積その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、倉敷市財務規則（昭和42年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積りの基本事項)

第2条 見積書を提出しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、見積用の仕様書、見本及び図面等（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ、適正な積算を行い、見積書の提出をしなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 見積参加者は、別に定める場合を除き、契約希望金額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額を含めた額。以下「見積価格」という。）を見積書に記載すること。

3 見積参加者は、見積書に必要な事項を記載し、記名押印（押印はあらかじめ使用印として本市に届け出た印判による。）のうえ、見積書提出期限又は見積書提出日時に指定の場所に提出しなければならない。

4 指定の見積書提出期限又は見積書提出日時経過後の見積書の提出は認めない。

5 見積書の提出に際し不正又は妨害の行為があると認められる者の参加は、拒否することができる。

6 見積書の文字の訂正、加入及び抹消の箇所には必ず提出前に押印をすること。ただし、見積書の合計金額（首標数字）は訂正することができない。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積参加意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積参加者は、契約相手方（以下「契約者」という。）の決定前に、他の見積参加者に対

して見積価格を意図的に開示してはならない。

4 前3項の規定に違反した場合は、指名停止等の処分を行うことがある。

(見積書提出の辞退)

第4条 見積参加者は、見積書提出期限又は見積書提出日時までは、いつでも見積書の提出を辞退することができる。

2 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(見積りの中止等)

第5条 見積参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積書を公正に提出することができないと認められるときは、当該見積参加者を参加させず、又は見積書の提出を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 見積書の提出に際して、天災、地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、見積書の提出を延期し、又は取りやめることがある。

(見積書の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積りに参加する資格のない者がしたもの
- (2) 見積書に記名押印がないもの
- (3) 見積書の合計金額(首標数字)を訂正したもの又は必要事項を確認しがたいもの
- (4) 参考商品と同等のものであることを証明するための同等品確認書を提出することとされたものにあつては、当該確認書の添付のないもの
- (5) 文字を容易に消字できる筆記用具(鉛筆等)を用いたもの
- (6) 前各号のほか、見積書提出に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反したもの

(契約者の決定)

第7条 見積参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約者とする。

2 各人の見積価格において、予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないときは、最低価格を提示した者から再度見積書の提出を求めることがある。

(同価格の見積参加者が2人以上ある場合の契約者の決定)

第8条 契約者となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、当該見積参加

者にくじを引かせて契約者を定める。

- 2 前項の場合において、当該見積参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(見積書提出回数)

第9条 見積書提出回数は、別に定める場合を除き、1回とする。

(契約者等の公表)

第10条 2人以上を指名した見積りにより決定した契約者、契約金額等は、インターネット上の市ホームページに掲載するものとする。

(契約書等の提出)

第11条 契約者は、契約書の作成が必要な場合は、契約担当課から交付された契約書（仮契約書を含む。）等に記名押印し、契約者決定の日から14日以内に契約担当課に提出しなければならない。

(契約保証金)

第12条 契約者は、前条の契約書等の提出と同時（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会の議決日の前日まで）に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第175条に該当する場合は減免する。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第13条 倉敷市の議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和42年倉敷市条例第88号）第3条の規定に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたとき本契約となる。